

会 議 録

| | |
|--------------|---|
| 会議の名称 | 平成30年度第2回茨木市個人情報保護運営審議会 |
| 開催日時 | 平成30年8月22日（水） （午前）・午後） 10時 開会 正午 閉会 |
| 開催場所 | 市役所本館 1階 第3会議室 |
| 議長 | 岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授） |
| 出席者 | 今井 俊裕（弁護士）、浦野 祐美子（人権擁護委員）、岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）、新野 三四子（元追手門学院大学経済学部教授）、武本 睦代（公募市民）、森 隆知（立命館大学政策科学部准教授）、安尾 勝彦（公募市民） 【7人】 （敬称略、五十音順） |
| 欠席者 | なし |
| 諮問実施 機関職員 | (1) 河崎健康福祉部次長兼保健医療課長、吉田保健医療課健康推進係長、磯部係員 【3人】 (2) 奥野保険年金課長代理兼国保保険料係長、松本保険年金課国保給付係長、池田情報システム課係員 【3人】 (3) 中村総務部次長兼法務コンプライアンス課長、樋之津法務コンプライアンス課長代理兼コンプライアンス係長 【2人】 |
| 事務局職員 | 中村総務部次長兼法務コンプライアンス課長、石川法務コンプライアンス課参事、樋之津法務コンプライアンス課長代理兼コンプライアンス係長、福田係員、南係員 【5人】 |
| 開催形態 | （公開）／非公開 |
| 議題（案件） | (1) 保健事業推進のための国民健康保険データベースシステムによる個人情報の収集について (2) 国民健康保険オンラインシステム保守のための電子情報処理組織の接続について (3) 茨木市個人情報保護条例等の改正に伴う要配慮個人情報の収集等について (4) その他 |
| 配布資料 | ・議題(1) 諮問資料 ・議題(2) 諮問資料 ・議題(3) 諮問資料 |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|---------------|--|
| | <p>【開会】</p> |
| 事務局 | <p>本日は委員7人全員が出席である。したがって、茨木市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により会議は成立している。</p> <p>本日の審議案件について、平成30年4月1日付施行の茨木市個人情報保護条例の改正に伴う、既存の個人情報取扱事務における要配慮個人情報の収集等に係る諮問と、事務担当課からの諮問事項2件の、計3件となっている。</p> <p>この後の議事進行は、審議会規則第3条第1項により会長に依頼する。</p> |
| 岡田会長 事務局 | <p>本日傍聴者はいるか。</p> <p>いません。</p> |
| | <p>【議題(1) 保健事業推進のための国民健康保険データベースシステムによる個人情報の収集について】</p> |
| 岡田会長 | <p>それでは本日の案件の審議に入る。議題(1) 保健事業推進のための国民健康保険データベースシステムによる個人情報の収集について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めていくが、その前に事務局から、今回の案件の概要について説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>諮問事項は、茨木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第5項の規定に基づく個人情報の本人以外収集の可否及び第9条第2項の規定に基づく個人情報の外部提供の可否についてである。</p> <p>今般、医療機関における、いわゆる「レセプト」と呼ばれる診療報酬明細書や特定健診結果情報等はほぼ電子化されているが、保健医療課においては、部分的にしか情報を収集できていないというのが現状である。</p> <p>そこで、公益財団法人国民健康保険中央会及び各都道府県の国民健康保険団体連合会が整備する独自の国保データベースシステム（以下「KDBシステム」という。）を利用してレセプトや特定健診結果のデータの提供を受けることにより、市民の医療・健康状態をよりの確に把握し、適切な保健事業を展開できるよう構想することから、個人情報の本人以外収集及び目的外利用による個人情報の収集を希望するものである。</p> <p>事務局の説明は以上である。</p> |
| 岡田会長 保健医療課 | <p>次に、保健医療課から説明をお願いします。</p> <p><以下諮問書及び別紙の読み上げ></p> <p>説明は以上である。</p> |
| 岡田会長 安尾委員 | <p>保健医療課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。</p> <p>個人を特定しなくてもできる作業と、保健指導のような個人を特定しなけ</p> |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|---------------|---|
| 保健医療課 安尾委員 | <p>ればできない作業がある。保健指導の対象者を抽出する場面においては、住所や氏名等個人を特定する情報は不要と考えるが、データベースはどうなっているか。というのも、抽出する段階では個人情報不要で、抽出し終わったときに個人情報が必要になる。そのプロセスはどうなっているのか。</p> <p>諮問資料の最終ページにあるように、一覧の形で氏名、性別、年齢等は出てしまう。</p> <p>それは望ましい形態ではない。KDBシステムありきで考えると受け入れるしかないのかもしれないが、システムに改善を要求しなくていいのか。本人が特定できる情報とできるだけ無関係にして、最後に必要なところだけ個人情報とつなげるのは業務として致し方ないと思うが。</p> <p>民間の企業では、レセプト情報等と個人データは、データベースだけでなくサーバそのものを分けることもある。万一片方に不正アクセスがあっても、個人とのマッチングはできない状況にしている。</p> <p>市独自のシステムではないのでそんなことを言われても、と言うかもしれないが、仮にそうならば、すぐにできるかどうかは別にしてKDBシステムに改善要望をしていくべきではないか。</p> |
| 保健医療課 安尾委員 | <p>KDBシステム自体はそれぞれ違うデータベースになっており、最終的には帳票になったものを提供するというもので、実際に氏名、年齢、検査結果等がないと保健指導には使えない。後期高齢者の場合は大阪府広域連合が実施主体になっており、市では把握することができないため、KDBシステムを介さないと保健指導自体はできないものになっている。</p> <p>全市がそれを使うということは日本全体から見た効率化の意味ではもちろん良いだろうが、そこに頼り切っていいのかという発想があるかどうかを確認している。そういう視点で今後セキュリティを見ていかないと、本当の問題点は見えてこない。システムの中でどうするかという発想になってしまったときに、思わぬ落とし穴が出てくると疑ってほしい。そういう視点をもって、業務フローを考えているかどうかである。</p> |
| 保健医療課 安尾委員 | <p>そういった視点を持って作業していく。また、KDBシステムの運用で望ましくないものがあれば強く求めていきたい。</p> <p>これはあくまで性善説である。何もなかった場合はこれでいいが、暗号化したから安全ということではない。プロにかかれば復号化できる。個人情報は分離して、独立させて、最後に使うときだけつなげて利用するというのが基本である。</p> |
| 新野委員 | <p>KDBシステムは5年でデータが自動的に削除されるということか。またKDBシステムは国レベルで管理しているため、市町村の担当者は変更等することはできないという前提なのか。</p> |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------------------------------------|---|
| <p>保健医療課 安尾委員</p> <p>森委員</p> | <p>はい。</p> <p>個人情報保護から見れば何年かで消去するのは望ましいことであるが、個人の経過を時系列的にたどるとしたら、本当に5年でいいのか。</p> <p>KDBシステムの保存期間は5年ということだが、特に高齢者の健康管理について、10年、20年後を考えると、本当に保健業務をする上で、5年でそれが全うできるのかという視点が書かれていないというのが一点。また、KDBシステムは5年で自動的にデータが削除される。市が入手した電子データや印刷物については施錠できるロッカーに入れるということだが、そのデータが5年以上経ったときにどうなるのかは書かれていない。個人情報を厳格に管理するということは、それもあわせて消していくのか、市としてはより詳しくチェックしていくので残しておくのかここに書かれていない。</p> <p>次に、諮問資料の3(2)アの三番目にもあるように、制御を解除することで解除日以降に登録された情報が見られるということだが、それ以前のものは見られない。本当にそれでいいのか。5年間で健康について何らかの判断をするというのと、解除される前のデータは見られないという関係が分からない。解除日以降が見られるだけでいいのか、解除されたらそこから5年前までは見られる方がいいのか。あと、国保加入者のレセプト情報については健康指導等には活用することができないとのことだが、何の根拠でできないのか。個人情報という観点でできないのか、法令等によってできないのか分からない。それが単にこの審議会だけで判断できるものなのか、もっと上位の法令等を変えることで、まさに高齢化社会がやってくるのだからこういったことに力を入れよう、と法律を変えてしまえば審議会に諮る必要がないのかが分からないので、もう少し詳しい説明があればいい。</p> |
| <p>保険医療課</p> <p>森委員</p> <p>武本委員</p> | <p>一点目の紙媒体の取扱いについては、同じく5年保存で想定している。二点目については、KDBシステムの特性で、参加表明等契約をしてからでないと解除する前のデータは見られない。本市が契約できるのは今年の4月以降になるので、それ以前についてはデータが無いということになる。そして契約から5年が経てば自動的に消えていくというものになる。三点目は、個人情報の観点から健康指導はできないと考えている。</p> <p>そうすると、最後については、他の条例や法律に抵触するからできないということではないということか。了解した。</p> <p>高齢者に疾病が出た場合、5年でなくもっと遡った過去に要因があることもあるので、個人を特定する特定の期間だけを見て、予防に対する指導するには危険性があるのではないか。指導には良いところもあるが、これがベストではない。端末で見られるというのも不安が残る。こんなに大掛</p> |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------|--|
| 保険医療課 | かりでなくても、今はかかりつけの医師が個人に対する確かな指導を出すので、今実施しているものがあまり活用されていないのではないかと思います。それらをもっと活用すれば、データだけを収集して、あとは先生が各個人に指導する方が、データが漏れることも少ないのではないかと感じる。 |
| 武本委員 | 行政としては市民の健康寿命を延ばすという大きな目的がある。医者任せにせず、電子化されているレセプトから傾向をつかみ、市民の健康維持に役立てたい。行政としてもできる限りの努力をしていきたい。 |
| 新野委員 | 市が個人の支援をするというところまでは、負担が大きいのでは。 |
| 保険医療課 | 具体的に「個人への保健指導等」とはどういうことか。 |
| 新野委員 | 例えば高血圧に注目した健康教室等講座の開催である。 |
| 新野委員 | 個人への保健指導というのは、国が定める特定保健指導という制度があり、健診を受けて数値が危ない状態にある人、リスクがある人に対して、保健師が指導するものである。加えて、現在重症化予防という指導もしている。これは保健師が直接指導するのではなく、危ない数値にある人に対し病院に行くように促すものである。病気になるリスクが高いことから病院へ行くよう促すには、健診結果の数値が必要になる。 |
| 保険医療課 | 無料で特定健診、メタボ健診が受けることができると案内を送る。しかし、受けなければそれで終わりなのか。 |
| 新野委員 | あくまで特定健診を受けた方が対象である。 |
| 岡田会長 | それが健康教室等へつながればいいのだが、入口で抜け落ちる人が案外多いのではないか。 |
| 岡田会長 | 諮問の主旨は、保健医療課の方で、医療費の適正化や健康寿命の延伸のため、適切な保健事業を展開するという業務を遂行するために必要とされる基礎的な資料や情報を仕入れるため、KDBシステムを活用したいということによいか。KDBシステムだけに頼る訳ではないけれども、情報収集のためのひとつの提供先として、KDBシステムを活用させてほしいという主旨で諮問されている訳か。ということになると、KDBシステムが5年で情報を消去するというのは、システム側のことであって、当方でKDBに長期間データを削除せずに残すよう口出しするのは越権になるのか、でも希望は伝えてもいいのではないか。 |
| 保険医療課 | 要望として伝えていきたい。 |
| 岡田会長 | 他の委員の発言を考慮し、KDBシステムに何らかの提言、前向きな方向で要請することをしていけばいいかと考える。他に何か質問はあるか。 |
| 森委員 | 全体のシステムに関してだが、KDBシステムと後期請求支払システム、データ管理システム、国保総合システム、介護の2つのシステムは別のものであると思われる。KDBシステムは公益財団法人国民健康保険中央会等が運用している。後期請求支払システムは、どこが主体となって運営し |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------|--|
| 保健医療課 | ているものか。 後期請求支払システムは広域連合が主体となっており、システムの実際の運用等は連合会が業務委託を受けている。後期請求支払システムやデータ管理システムのところは、連合会が管理している。 |
| 森委員 | ということは、主体は同じだがシステムとしては別なので、わざわざデータを投入しなければならないということと、今回新しくデータの提供を受けるといことか。了解した。 |
| 岡田会長 | 市がKDBシステムを活用することについて審議会に諮るように、システム側も市が利用するに際し審査等の手続があるのか。 |
| 保健医療課 | システム側は運営当初に既に審議会に諮っている。導入については、茨木市は大阪府下では最後の方となっている。資格確認は連合会に委託し、そこで初めて契約関係になり、使用が可能になる。 |
| 岡田会長 | 提供する側も適切な手続で運用していることは間違いないということか。了解した。他に何か担当課に確認することはないか。 |
| 武本委員 | 他市における、このシステムを利用したメリットがあれば教えてほしい。 |
| 保健医療課 | レセプトは市ごとになっているが、KDBシステムは全国や都道府県ごとに集計できるので、他との比較ができるところが一番のメリットである。 |
| 安尾委員 | 市町村間で転居した場合はシステム上でデータは引き継がれるのか。住所が変わるだけで、5年間のデータは過去の分も引き継がれるのか。 |
| 保険医療課 | 保険者の資格が茨木市は茨木市、他市は他市と別なので、現時点ではデータの引継ぎはおそらく行われぬ。今後あるかもしれないが、大阪府が実施主体として国民健康保険に加わったのは本年度からなので、後々はデータ連携していく可能性はあるが、今は資格の市ごとに情報を収集している。 |
| 岡田会長 | それでは質問が無いようであるので、担当課には退出していただくことになるがよろしいか。 <異議なし> |
| | <質疑応答終了／保健医療課 退室> |
| 岡田会長 | 本件議題の諮問について、どのように答申すべきか、審議会の意見を統一したい。 |
| 安尾委員 | この案件に関わらず、国レベルや大阪府で行っているものは受け入れざるを得ない感覚があることは、各部局共通して一考すべきという気がする。 |
| 岡田会長 | 行政はどうしても先例や他市町に協調する傾向は否定できないので、一概に市の姿勢を批判したりすることはできないが、市の独自性を全面に押し出す行政の運用の仕方があってしかるべきかと感じる。 |
| 浦野委員 | 今でも健康指導等をしているので、システムを利用したからといって新たに何かあるのだろうかとは考える。 |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------------|--|
| 安尾委員 | 行政としては「全体」がどういう傾向か知りたいが、市民にとっては「私」のデータがどうかを知りたいということだ。 |
| 武本委員 | 市はデータを集めてよりきめ細かく指導したいということだが、それほど頻繁に収集が必要か。今の健康診断等で個人の感想としては十分だと思う。健康診断を受けない人が多いがそれはなぜか。もっとそちらに目を向けてはと思う。 |
| 事務局 | 担当課は2つの目的を持っている。一つ目は基礎データを収集して、全体的な傾向分析を行い、今後どういう健診をするのか、どういう形の保健指導を実施するのかという分析に使うということ。もう一つは個人の健診履歴やレセプトを使って、個別アプローチをかけること。この2つの目的のために、今回KDBシステムを使ってデータを収集することを構想しているのだと理解している。 |
| 安尾委員 | 専門外で詳しいところまでは分からないが、健診を受けるメリットが無く、受診率の上昇に向けて何とかしないといけないという中で、今市役所でデータがあるのは、65歳以下のデータそれも国保加入者分しか無いということなので、75歳以上のデータや介護サービスを受けている人のもあればより効果的な保健指導ができるというメリットを作り、受診率を上げていきたい、と国全体として考えているのではないかと思われる。より市民の健康の向上に寄与するために、という目的からは外れていないと思う。 |
| 事務局 | 最後のゴールが医療費の抑制につながるのに行き過ぎなのか。医療費の抑制といったターゲットがあると、そのために普段からの健診を全員に受診してもらい、少しでも早期発見につなげるとか、分かりやすいかもしれない。 |
| 岡田会長 事務局 | 国に言わせれば、皆が健康になった結果として、医療費が抑制されるということである。 |
| 岡田会長 事務局 | 医療費の適正化は、端的に言うと抑制なのではないか。 |
| 今井委員 | 不要な医療費は削減しようということで、必要な医療費まで抑え込むという意図はない。 |
| 岡田会長 | 特定保健指導といっても、食事制限とか、運動療法としてウォーキングを勧めるとかその程度のことだと考える。大がかりな情報を取って、経費等を掛けて、住民の健康維持増進にどこまで役立つのかは不明である。 |
| 岡田会長 | 個別的な案件で実効性が認められないというケースが出てくるのは仕方がないが、保健医療課の方でできるだけ資料を手元を集めておきたいということであれば、実際上の集めた資料が有効に活用されるかという可能性は抜きにして、個人情報保護の観点から問題が無ければいいと考える。 |
| | そこでどういう風に答申するかという結論について、了とするか、それともダメということにするか。了とすることによいか。 |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------------|--|
| 各委員 岡田会長 | <p><異議なし> それでは、本件議題の個人情報の本人以外収集及び目的外利用に関して、公益上の必要その他当該保有個人情報の利用について合理的な理由があり、かつ、当該利用等によって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと実施機関が認めることに、異議はないか。</p> |
| 各委員 岡田会長 | <p><異議なし> 異議なしと認め、次の議題に移る。</p> <p>【議題(2) 国民健康保険オンラインシステム保守のための電子情報処理組織の接続について】</p> |
| 岡田会長 | <p>次に議題(2) 国民健康保険オンラインシステム保守のための電子情報処理組織の接続について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めていくが、その前に事務局から、今回の案件の概要について説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>諮問事項は、条例第11条第2号の規定に基づく電子情報処理組織の接続の可否についてである。</p> <p>本市保険年金課が導入している「国民健康保険オンラインシステム」の保守業務について、システム開発業者が自社に居ながら本市のサーバ内の「国民健康保険オンラインシステム」の情報を閲覧し、障害発生時等の対応ができるように変更することを検討している。個人情報の提供を目的として接続するものではないが、システムの保守業務の実施に当たり、実施機関以外の者が管理する端末に個人情報が表示されることから、法令等に根拠のない電子情報処理組織の接続として諮問を行うものである。</p> |
| 岡田会長 | <p>事務局の説明は以上である。次に、保険年金課から説明をお願いします。</p> <p><以下諮問書及び別紙の読み上げ></p> |
| 保険年金課 | <p>説明は以上である。</p> |
| 岡田会長 | <p>保険年金課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。</p> |
| 新野委員 | <p>近隣市は、株式会社日立製作所（以下「日立」という。）のシステムを利用しているのか。</p> |
| 保険年金課 | <p>システムについては各市町村独自で入れており、契約するシステムの業者についても同様である。</p> |
| 新野委員 | <p>このシステム概念図は全部の市町村に共通しているとは限らないということか。別のやり方もあるのか。</p> |
| 保険年金課 | <p>別のシステムを入れている場合は、市のネットワークの作り等も違うので、共通の形ではないと思われる。</p> |
| 安尾委員 | <p>日立における開発部署はどこか。</p> |
| 保険年金課 | <p>手元の資料では具体的な部署名は不明のため、調べたい。</p> |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------|--|
| 安尾委員 | システム概念図にてオンラインシステムと書いてあるのは、本番サーバという意味かと思われる。ではサーバ以外にテスト環境と開発環境があるはずだが、それはどこにあるのか。 |
| 保険年金課 | 国民健康保険オンラインシステムの中に全て含まれている。 |
| 安尾委員 | 同じサーバの中にあるということは、開発担当者のIDとテストする人のIDが同じで、皆がここにアクセスできるのか。 |
| 保険年金課 | 開発担当者とテスト担当者は同一になる。担当者については、業務従事者の報告という形で本市に報告をもらう。 |
| 安尾委員 | この業界はワンマンショーができるのが一番危ない。例えばオンラインシステムの運用担当者と開発担当者は完全に分けるというのが業界では常識である。もっと言えば業者を分けるような話もある。例えば遠隔操作の端末からメンテナンスや確認のためアクセスする際、何時何分から何時何分までアクセスするという事前申請が市に出るのか。 |
| 保険年金課 | まだ検討に至ってないが、サーバ内で障害が発生した時間帯も影響すると思う。市の業務時間外に発生することがあると思うので、その際に事前申請というのはなかなか難しいところがある。 |
| 安尾委員 | リモートからアクセスしてメンテナンスしたり確認したりするというのは業界の常識で、その上でどのように不正が入らないようにするかがポイントになる。事前申請が出たら、サーバ側で常にチェックしていて許可を行う。しかしそれ以外の時間にアクセスがあれば回線を速やかに遮断するか、そういう手だてを取るのが一般的で、その考えが欠落している。例えば外部からの遠隔操作ではなくて、市職員が操作していても、サーバに関する運用担当者と開発担当者のIDは分けないと、言ってみれば不正ができる状況である。是非考え直して頂きたい。 |
| 保険年金課 | パッケージシステムの開発業者は日立になっており、パッケージシステムのライセンス自体も日立が持っているものなので、それ以外の業者がシステムの中を触るとするのは、ライセンスに抵触する場合があります、他の業者に分けて運用を任せることは難しい部分もある。 |
| 安尾委員 | 他の業者に、とまでは言っておらず、開発担当者と運用担当者がワンマンショーになるのは怖いということ。 |
| 事務局 | 開発部署は、同じ日立でも別ではないか。 |
| 安尾委員 | サーバへのアクセスの場合、サーバの運用やログをとるための運用担当者IDと、システム開発のための開発担当者IDがあって、これがクロスオーバーすると不正はいくらでもできる。そのため、少なくともIDは分けようということに業界ではなっている。 |
| 保険年金課 | パッケージシステムの導入については、コスト面等に加えて以前使っていたシステムが老朽化し不安定だったため、なるべく安定したシステムを入 |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|---------|--|
| 安尾委員 | <p>りたいということで、市独自で開発、作成してプログラムを触るというのは必要最小限になる。元々のパッケージの作成については、開発元が作っているの、細かな付随する部分しか独自で開発していない。あと基本的な考え方としては、開発元と担当は分かれている。</p> <p>銀行で不正が起こる場合の大半は、あるプログラムを修正して一定の時間それでランニングさせる、ただしそのまま残すと不正が発覚するため、自分の口座へ移すだけ移したらプログラムを元に戻す。開発担当者と運用担当者が同じIDを持ったときにこれが起こる。分けていけばほぼ起きない。市には特に個人情報があるので、本当に大丈夫か。</p> |
| 情報システム課 | <p>運用保守の部分のメンバーは特定の人物ではなく、システム単位でユーザーも分かれているので、一人で、一つのユーザーで、運用も保守も開発もということはまず無い状態である。この一部分のシステムをこの人が、ということはあるかもしれないが、基本的にはユーザー単位での運用と開発は分かれていると考える。</p> |
| 安尾委員 | <p>ID管理はどうされているか。</p> |
| 情報システム課 | <p>ID管理は、国保側のシステムとセキュリティのシステムに入る際の指静脈認証システムがあり、生体認証で本人かどうかを確認する。ユーザーとパスワードが分かったから、不正に入れるというものではない。</p> |
| 安尾委員 | <p>IDは全く分けていないのか。</p> |
| 情報システム課 | <p>複数を持ち、1番が誰に該当するかといった結び付け方をしている。</p> |
| 安尾委員 | <p>開発が終わって、その人が運用に回る場合があるのでは。</p> |
| 情報システム課 | <p>指摘されたような場合について、開発と運用のユーザーIDは異なる。</p> |
| 安尾委員 | <p>サーバーメンテナンス等アクセスのコントロールを、もう少し考えた方がよいのではないかと考える。</p> |
| 岡田会長 | <p>これまで保守業務時は日立から市に派遣されていたが、遠隔操作で保守業務を行うことに変更になる。安尾委員が言うように、遠隔操作による保守業務を行うについては、市に通告してから行うという運用の仕方を採用することは非常に困難なのか。そのようなやり方でも支障はないのか。</p> |
| 保険年金課 | <p>障害が発生する時間帯が、深夜早朝の場合がある。</p> |
| 岡田会長 | <p>そのような場合でも、これまでは日立から来てもらっていたのではないのか。障害が発生したときに即座に対応できるということで、遠隔操作に回そうというのなら、夜中には出来なくて、翌日日立から来てもらって、半日か一日遅れることによる不利益というものより、安尾委員が指摘したような危険性を排除するという観点において、申請してから遠隔操作をする方法でいいと個人的には思う。遠隔操作の方が即座に対応できるというメリットがあるが、他の委員が言っているような危険性が起こる蓋然性があるなら、今まで来てもらっていたのだから、遠隔操作するについて、申請</p> |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|---------|---|
| 事務局 | の手續を差し込む方向で行うのはどうか。 |
| 安尾委員 | 障害が発生したときには、市の職員と日立の担当者の両方にメールが送信される。したがって、障害が発生したことは双方同時に把握する形になるので、その時点で触っていれば、障害復旧のためのものと確認できる。 |
| 保険年金課 | 障害発生時以外にアクセスしたときにアラートが上がるしくみを持っているかどうか重要である。常時確認できるのは、いかななものかと思う。国民健康保険オンラインシステムに起因するだけじゃなく、セキュリティーパッチが提供されるため、かなり頻繁に当たると思うが、このオンラインシステムが、例えば夜の間にも止まっても、それ程重要な問題にはならないのか。日中は稼働するのを保障するとして、夜間まで稼働してオンラインサービスを提供する類のシステムではない。 |
| 安尾委員 | 日中は業務で動いているので、夜間にバッチ処理で動く形になっており、夜間にオンラインサービスは行っていない。夜間に処理しているものが異常終了してしまうと、翌朝のサービスの起動のタイミングで画面が立ち上がらないといった不具合が発生することがある。 |
| 保険年金課 | 職員にとって、24時間の内いつ起こされるかと考えるのは辛い話で、私も経験上よく分かるが、アラートメールが双方に来たためメンテナンスをしても構わないが、それ以外の時にアクセスがある場合は、少なくとも何が合ったか把握できるようにすることが必要なのでは。 |
| 岡田会長 | 定期的な保守はあらかじめ報告してもらうことになっている。 |
| 今井委員 | 他に何か担当課への質問はあるか。 |
| 保険年金課 | 現在は日立の職員が派遣されてきて、庁舎内の端末を触る訳だが、悪く捉えればそこで不正みたいなことができるのではないかと。横に職員が張り付いているとも思えない。 |
| 今井委員 | 通常日中職員がいるタイミングであれば、随時職員がいる環境で作業してもらい形になる。 |
| 保険年金課 | 実際オンラインシステムに支障があれば画面が立ち上がらないというが、翌日の朝に事務が滞るくらいの支障が出るのか。 |
| 安尾委員 | 当該システムの導入が4月からであり、現在のところそのような大きなトラブルは発生していない。システム自体が立ち上がらないという事象が発生すれば、窓口業務が滞る可能性はある。 |
| 情報システム課 | ソフト的なことは遠隔からできるが、実際のハードディスクが壊れるケースがある。その際はサーバールームに入らざるを得ないが、出来るだけサーバールームに開発担当者に入ってもらってはよくない。運用担当者には入ってもらっていいが。 |
| | ハード面の担当は、情報システム課で契約している別の日立の担当者になる。開発のシステムとは全く分かれている。なので、サーバ室内に入ると |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|---|--|
| 安尾委員 情報システム課 | <p>いうことは基本的には無い。 バックアップから戻すのは誰がするのか。 バックアップから戻すのは、情報システム課の方の維持で委託している第三のベンダーになる。</p> |
| 保険年金課 | <p>最初の質問の回答だが、日立の開発部署は公共システム事業部というところになる。</p> |
| 岡田会長 | <p>それでは質問が無いようであるので、担当課には退出していただくことになるが、よろしいか。 <異議なし></p> |
| <p><質疑応答終了／保険年金課 退室></p> | |
| 岡田会長 | <p>本件議題の諮問について、どのように答申すべきか、審議会の意見を統一したい。</p> |
| 安尾委員 | <p>遠隔操作でどのくらいアクセスされているか等、管理を厳格にすることを条件に可としたいと思う。</p> |
| 森委員 | <p>私もその意見に賛成である。</p> |
| 岡田会長 | <p>特に異議がないようであればその方向で答申することにして、確認する意味でもう一度審議会としての見解をまとめたいと思う。 本件議題における電子情報処理組織の接続については、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要がある場合であって、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると実施機関が認めることに異議はないか。</p> |
| 各委員 | <p><異議なし></p> |
| 岡田会長 | <p>安尾委員はじめ他の委員が危惧されたことについては、注意書き等で配慮して欲しいということも入れたい。停止条件まで必要か。</p> |
| 安尾委員 | <p>そこまでは必要ないのではないか。システム関係の方が、今回の諮問だけでなく外部接続を色々な視点で見てもらえたら嬉しい。</p> |
| 事務局 | <p>今後このパターンのお話が増えてくると思う。</p> |
| 岡田会長 | <p>次回同様の案件が出てきたときに包括的に合意することも検討し、今回は個別案件として了としたい。それでは次の議題に移る。</p> |
| <p>【議題(3) 茨木市個人情報保護条例等の改正に伴う要配慮個人情報の収集等について】</p> | |
| 岡田会長 | <p>次に議題(3) 茨木市個人情報保護条例等の改正に伴う要配慮個人情報の収集等について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p><以下諮問書及び別紙の読み上げ> 説明は以上である。</p> |

議 事 の 経 過

| 発言者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|------|--|
| 岡田会長 | 事務局の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。 |
| 事務局 | 私からの質問は、これまでは個別案件として審議してきたものについて、何件くらい包括承認案件に回る可能性があるのか。 割合としてはかなり高いと思う。類型化について別紙に記載しているが、既存の事務でも当てはまらないものがほとんど無いくらいで、今後出てくる事務もおそらくいずれかに当てはまると思われる。ただ、あくまでも収集等に関してだけで、本人以外から収集するとかということであればそれは別途諮問する。ただ、要配慮個人情報であれば法令の根拠や審査会の審議が必要になり、基本的には本人からのものが多い。中には栄典の関係等異なるものが入ってはいるが。 |
| 岡田会長 | 了解した。他に何か意見等はあるか。 |
| 安尾委員 | 審議会での時間を有効に使おうと思えば、他の議題に時間を充当する方がいいと私は考える。 |
| 岡田会長 | 包括承認に回してもいいということか。 |
| 安尾委員 | そうである。 |
| 岡田会長 | 包括承認基準として、あらかじめ基準を作っておいて、いちいち審査会に同意を求めるまでもなく包括的に承認する。これまでの経験を踏まえると、私個人は事務局が最終的に包括承認の基準によってあらかじめ審査会の同意を得るというやり方は、安尾委員と同じように別にかまわないと思う。この点、他の委員の皆さんはいかがか。 |
| 各委員 | <異議なし> |
| 岡田会長 | それでは本件議題の要配慮個人情報の収集等について、市民の福祉の向上のために特に必要があり、かつ、職務の遂行にとって欠くことができないと実施機関が認めることに異議は無いということで答申することとする。 |
| 各委員 | <異議なし> |
| | 【議題(4) その他】 |
| 岡田会長 | 最後に、議題(4)「その他」について、事務局から何かあるか。 |
| 事務局 | 現在個人情報の収集等について審議会への諮問を検討していると担当課から聞いている案件があるため、できればこの場で次回の日程調整をお願いしたい。 <日程調整> |
| 岡田会長 | 本日予定されていた議題は全て終了したため、本日の個人情報保護運営審議会は閉会とする。 【閉会】 |

以上